

# 社会福祉法人 ぼだいじ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぼだいじ福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の報酬等)

第3条 理事及び監事は、以下の報酬となる。

	報酬額(年俸)	支払方法	支払日
理事報酬	20,000円	銀行振込を原則とする	年度末、退任時
監事報酬	25,000円	銀行振込を原則とする	年度末、退任時

2 評議員は、以下の報酬となる。

	報酬額(年俸)	支払方法	支払日
評議員報酬	10,000円	銀行振込を原則とする	年度末、退任時

年度途中で就任・退任する場合は期間を問わず、報酬は一律半額とする

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事・評議員・監事は任期を全うした者に対して第3条に定める報酬を支給する。

2 通常の理事会、評議員会の他、理事長が認める緊急性を要する臨時の対応が生じた場合は別表1「特別対応費」の報酬に基づき支給することができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費(年俸)	報酬(年俸)	その他
実費	12,000円	5,000円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。但し事前に理事長の承認を得ること。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

5 旅費の支払いは、旅費請求書受理後速やかに支払う。なお、支払い方法は原則振込とする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

この規程は、令和 8年 6月 10日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
苦情対応第三者委員（年俸）	0 円	
特別対応費（日額）	5,000 円	理事長が定める緊急性を要する職務に対してのみ支給。

1 報酬等については、年度末に一括支給する。

2 特別対応費は、オンラインでの出席の場合も適用可能とする。